

令和2年5月22日

牛久市立小中学校及び
義務教育学校保護者の皆さま

牛久市教育委員会

新型コロナウイルス感染症関連のおしらせ（第12報）
（小中学校・義務教育学校の分散登校と臨時休業の扱いについて）

児童生徒の保護者の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症対策での市内小中学校及び義務教育学校の対応にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

5月15日付「新型コロナウイルス感染症関連のおしらせ（第11報）」においてお知らせいたしました分散登校期間中の扱いで、登校しない日にあたる児童生徒の取り扱いが臨時休業にあたるのか、小学校休業等対応助成金（厚生労働省）の対象になるのか、いくつかのお問い合わせをいただいておりますので下記のとおり分散登校と臨時休業の扱いについてお知らせいたします。

分散登校の期間中、保護者のみなさまには児童生徒の自宅待機によりご負担をお掛けいたしますが、ご協力のほどよろしく願いいたします。

記

- ・牛久市立小中学校及び義務教育学校の分散登校期間において、登校日とならない児童生徒については学校の一部の臨時休業による「出席停止」の扱いとなり、小学校休業等対応助成金（厚生労働省）の対象になることを確認しております。